

阪南市有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、阪南市有料広告掲載取扱に関する要綱（平成29年12月26日決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第2条 本基準により阪南市が広告掲載に関する審査を行う場合には、本基準の文言に基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性、公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条の考え方及び例示等は下記の表に定める。

基準	考え方及び例示等
(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は助長するもの・ 残酷な描写等善良な風俗に反するもの・ 性的な表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの・ その他風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの
(2) 政治又は宗教に関するもの	<ul style="list-style-type: none">・ 政党その他の政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの・ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの

<p>(3) 個人又は団体等の意見広告に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの等 ・ 個人の宣伝 ・ 名刺広告
<p>(4) 青少年の健全育成に反するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。 ・ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
<p>(5) 市としての公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虚偽の内容を表示するもの ・ 国内世論が大きく分かれているもの ・ 市が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
<p>(6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任の所在又は内容が不明確なもの ・ 誇大な表現又は根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの（掲載する場合は、比較方法が公正で、内容が客観的に実証されている資料を必要とする。）
<p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる営業に該当するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャバレー、クラブ等の接待飲食等営業及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技場営業にあたるもの ・ 性風俗関連特殊営業にあたるもの

<p>(8) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等により、製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの ・ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスを提供するもの
<p>(9) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺的なもの、いわゆる悪質商法とみなされるもの又はその類似商法とみなされるもの ・ 通貨、紙幣又は郵便切手の複写等で実際のものとは紛らわしいもの ・ 個人情報の利用、管理等に十分な配慮がなされていないもの ・ その他社会的に不適切なもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

基 準	規制業種又は事業者例等
<p>(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブルに関するもの ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

<p>(2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務、営業行為等について規定している法令等に違反するもの (例) 必要な許認可を受けていない事業者が行うもの
<p>(3) 阪南市暴力団廃止条例（平成24年条例第16号）第2条1号から3号に該当する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団 ・ 法第2条第6号に規定する暴力団員 ・ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして阪南市暴力団排除条例施工規則（平成24年規則第38号）第3条で定める者。
<p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャバレー、クラブなどの接待飲食等営業及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場営業にあたるもの ・ 性風俗関連特殊営業にあたるもの ・ その他風俗営業類似の業種
<p>(5) 本市に納付すべき税金を滞納している者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税、固定資産税、軽自動車税（市民税は法人市民税を含む。）を滞納している者 ※ 申込をする広告主等は納税証明書（直近1年分）の写しを提出する。 本市に納付すべき税金がない場合は、納税証明書の提出は不要

<p>(6) その他市長が 適当でないと認 めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこの製造、販売に関するもの ・ 貸金業法第2条に規定する貸金業 ・ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続をしているもの ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの ・ 社会問題を起こしている業種や事業者 ・ その他社会的に不適切な業種や事業者
--	---

（広告掲載の留意）

第5条 次に掲げるものに係る広告の掲載に当たっては、それぞれ次の点に留意すること。

<p>広告の内容</p>	<p>留意点</p>
<p>(1) 医療、医薬品 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の広告については、医療法第6条の5から第6条の7までの規定を遵守する。 ・ 美容整形又は美容が目的の施術、役務サービス、器具販売等の広告は掲載しない。 （例）美顔、痩身、脱毛、植毛等 ・ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の広告については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条までの規定を遵守する。 ・ 健康食品の広告については、健康増進法第31条の規定を遵守する。

(2) 不動産事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産の表示に関する公正競争規約による表示規則に従う。 (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、及び取引条件の有効期限を明記
(3) 弁護士、税理士等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行われている各資格（弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士）については、各規制を遵守する。
(4) 映画、興行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢制限等、一部規制を設けているものはその内容を表示する。
(5) 組合、団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働組合のように、一定の社会的立場と主張をもつ組織の掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定する。
(6) 結婚相手紹介サービス業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。 ・ 掲載内容は、名称、所在地、連絡先等の一般的な事業案内等を原則とする。 ・ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）

<p>(7) アルコール飲料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 (例)「お酒は20歳を過ぎてから」等 ・ 飲酒を誘発するような表現の禁止 (例) お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等
<p>(8) 興信所、探偵事務所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条に規定する営業の届出がなされているか確認すること。
<p>(9) 責任の所在が不明確な広告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(個別の基準)

第6条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容又はデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。